平成２６年（再イ）第１８号

奈良県生駒郡斑鳩町龍田西２丁目６番２―107号

再生債務者　石田　義徳

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月３日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月７日　　奈良地方裁判所

平成２６年（再ロ）第３号

福島県郡山市赤木町２番15号

再生債務者　松尾八千代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月８日

福島地方裁判所郡山支部再生係

平成２６年（再イ）第３０号

大阪府貝塚市福田117番地１ブエナビスタ貝塚104号

再生債務者　佐々木勇樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月７日

大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２６年（再イ）第１８号

奈良県磯城郡田原本町大字唐古20番地の６

再生債務者　古関ひろえ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月８日

奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（再イ）第２号

高知市一宮しなね１丁目８番46号

再生債務者　井上まゆみ

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月８日

高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２６年（再イ）第１９号

川崎市川崎区小川町18番地５　レヴィール川崎1103

再生債務者　細田　茂樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月８日

横浜地方裁判所川崎支部破産係

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第１号

福島県西白河郡西郷村大字米字向原２番地１パナハイツ小針Ｄ101

再生債務者　佐藤　勝彦

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年10月３日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年10月29日まで

平成26年10月８日

福島地方裁判所白河支部再生係

平成２６年（再ロ）第２号

岐阜県各務原市鵜沼朝日町５丁目336番地12

再生債務者　西村　正利

1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年９月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成26年10月29日まで

平成26年10月８日　　岐阜地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第１号

香川県仲多度郡まんのう町吉野下170番地１クローブスクエアＣ203号

再生債務者　福﨑　純子

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月８日　高松地方裁判所丸亀支部

平成２６年（再ロ）第７号

北海道江別市野幌若葉町45番地の73

再生債務者　斉藤　　徹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年10月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年10月８日

札幌地方裁判所民事第４部

給与所得者等再生による再生計画取消

平成２２年（再ロ）第４号

新潟県十日町市四日町新田312番地１

再生債務者　井沢　康夫

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年２月８日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成26年10月８日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２２年（再ロ）第５号

新潟県十日町市四日町新田312番地１

再生債務者　井沢記代子

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成23年２月８日に認可した再生計画には、民事再生法に定める事由がある。

平成26年10月８日

新潟地方裁判所長岡支部再生係

企業年金基金設立公告

確定給付企業年金法第15条、確定給付企業年金法施行令第８条及び第78条の規定に基づき、次のとおり公告します。

1．基金の名称　全日空商事企業年金基金

2．事務所の所在地　東京都港区東新橋一丁目５番２号

3．理事長の氏名及び住所　河野　俊郎　東京都港区東新橋一丁目５番２号

4．実施事業所の名称及び所在地　全日空商事株式会社　東京都港区東新橋一丁目５番２号

5．設立認可年月日　平成26年10月１日

6．消滅した厚生年金基金の名称及び所在地　全日空商事厚生年金基金　東京都港区東新橋一丁目５番２号

平成 26 年 10 月 17 日

東京都港区東新橋一丁目５番２号

全日空商事企業年金基金

理事長　河野　俊郎

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　一四七頁（号外第一三八号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年六月二十日

掲載頁　一一〇頁（号外第一三八号）

平成二十六年十月十七日

東京都港区芝大門二丁目九番九号

（甲）丸紅オフィス・サプライ株式会社

代表取締役　冨田昌一郎

東京都港区芝大門二丁目九番九号

（乙）二葉加工紙株式会社

代表取締役　冨田昌一郎

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から１箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.spi-consultants.com/n.html

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十六年七月十八日

掲載頁　四十八頁（号外第一六一号）

平成二十六年十月十七日

東京都千代田区二ツ橋二丁目五番五号

（甲）株式会社エスピーアイ

代表取締役　秋葉　祐輔

東京都千代田区二ツ橋二丁目五番五号

（乙）アイソバー株式会社

代表取締役　秋葉　祐輔